

# 大田原市立石上小学校いじめ防止基本方針概要

## ○いじめの防止に向けた方針

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止への取り組みが必要である。このため、全児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。また、地域、家庭と一体になっていじめの問題への取り組みを推進するための啓発活動も必要である。いじめの早期発見のためには、定期的なアンケートや教育相談、地域ぐるみで児童を見守る体制をつくっておくことも必要である。

## ○いじめ防止等のための施策

### ①いじめの防止

- ・ ありがとう運動を推進し、児童一人一人の自己有用感を高める。
- ・ 児童一人一人が、意欲をもって様々な教育活動に取り組めるような学業指導の充実に向け、指導計画を作成し、組織的かつ計画的な指導に努める。
- ・ 思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるために、道徳教育、人権教育、特別活動の充実を図る。
- ・ アンケート調査等を実施し、その結果の分析を共有し、互いを認め合える人間関係の育成へ活用する。
- ・ 小中連絡協議会で、各小中学校の児童生徒の実態や対応などを共有する。
- ・ 教職員のいじめに対する共通理解の徹底を図るための校内研修会や校内体制のチェックを学期に1回実施する。
- ・ 児童指導だよりの発行やホームページへの掲載を通して、保護者に向けていじめ防止に対する啓発に努める。
- ・ 感染症などの問題が起きた時には、風評に流されず、正しい知識をもとに判断して望ましい行動がとれるよう指導する。

### ②いじめの早期発見

- ・ 週1回、全職員で、児童に関する情報の共有を図り、組織的に対応できる体制を整える。
- ・ 定期的及び随時アンケートを実施し、いじめの早期発見に役立てる。
- ・ 児童が気軽に相談できるように、校内の体制として、教育相談週間を学期に一度設定したり、相談できる用紙を常に配置したりしておく。他にも電話相談窓口の周知を図り、いじめを相談しやすい体制を整える。
- ・ 担任だけでなく、専門機関も含めて全校体制で保護者との相談に対応できるようにする。

### ③いじめへの対応

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、「児童指導委員会」に対して、当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。また、その情報は適切に記録しておく。
- ・ 事実関係を確認した上で、組織的な対応方針を決定し、いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、いじめを受けた児童を守り通す。
- ・ 加害児童については、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、「いじめは決して許されない」ことを理解させ、毅然とした態度で指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携をとって、対応に当たる。
- ・ いじめが再発、または潜行する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
- ・ いじめが起きた集団に対して、全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようという態度を醸成し、いじめを起ささないという雰囲気を行き渡らせるようにする。